

建設業退職金共済事業 加入・履行証明書の 発行基準について

令和4年度から以下の発行基準に基づき加入・履行証明書の発行を行います。

この改定は、電子申請方式を利用した場合の取扱いを新たに定めるとともに、建退共制度の適正履行の確保及び加入・履行状況の確認について強化を図るためのものです。

正当な理由なく共済証紙の購入実績がない等適切に契約が履行されていないと認められる場合には、加入・履行証明書の発行はできませんので、決算期間内において日頃より適正履行に努めていただきますようお願いいたします。

なお、加入・履行証明書発行手続きにおける審査の徹底により時間を要することから、証明願の受付及び証明書の発行は原則〔郵送対応〕とさせていただきます。

審査基準改定の経緯：「経営事項審査用の建設業退職金共済事業加入・履行証明書の発行手続きにおける審査の徹底について」（令和3年4月13日、建退共本部事業部長宛て 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長事務連絡）

【発行基準】

1. 共済手帳の更新について

- ①共済手帳更新数について、決算日現在の被共済者数に見合う共済手帳の更新数があること。
- ②共済手帳更新数が被共済者数より少ない場合は、被共済者が以下のいずれかに該当する場合であること。
 - ア. 加入後1年未満の方
 - イ. 季節労働者、高齢・病弱等個人的事情等により年間就労日数が少ない方
 - ウ. 電子申請方式により掛金が納付されている方

2. 退職給付拠出額等の総額について

退職給付拠出額等の総額（下記①～④の合計額）が、被共済者数に1人当たり80,640円（※1）を乗じた額（1. ②アに該当する方については、加入後の月数に6,720円（※2）を乗じた額、イに該当する方については、労働日数に320円（※3）を乗じた額）以上であること。

- ①電子申請方式において、自社の負担又は元請の負担により、雇用する被共済者の掛金納付実績に充当された額
- ②共済証紙購入額
- ③前年度から繰り越した共済証紙の金額
- ④元請から現物交付を受けた共済証紙の金額から下請に現物交付した共済証紙の金額を控除した額

（※1）令和3年9月以前を始期とする決算期は、78,120円（310円×21日×12月）を乗じた額となります。

（※2）令和3年9月以前の就労分については、6,510円（310円×21日）を乗じた額となります。

（※3）令和3年9月以前の就労分については、310円を乗じた額となります。

3. 証紙貼付方式を採用する公共工事について

証紙貼付方式を採用する公共工事を行っている場合は、当該公共工事に係る「工事別共済証紙受払簿」が工事完成後1年間事務所に備え付けられていること。

4. 下請業者への適正な掛金充当又は証紙の交付

工事施工高と比較して被共済者数が著しく少なく（0人である場合を含む。）、下請を使って工事を行うことが常態であると認められる事業主については、1.のほか、下請企業への電子申請方式による掛金の充当又は共済証紙の交付が適正に行われていること。

5. 基準の強化・緩和

地域の実情等により、基準を強化又は緩和している都道府県については、当該基準を公表しておりますので各都道府県支部にお問い合わせください。

【申請時に必要な主な書類】

「加入・履行証明願」提出の際には、下記書類の添付が必要となります。（決算期間内全てにおいて電子申請方式のみで掛金納付を行っている場合は、②④⑤は不要です。）

①共済手帳受払簿（写）

加入状況及び被共済者数に見合う共済手帳の更新数を確認します。
共済手帳を所持している全ての被共済者（直用の従業員）を記載してください。

②共済証紙受払簿（写）

共済証紙購入額・前年度から繰り越した共済証紙の金額・下請に現物交付した共済証紙の金額（2. ②～④）を確認します。

③出勤簿等（1. ②イの被共済者がいる場合のみ）（写）

年間就労日数が少ない方（1. ②イ）の出勤状況及び掛金納付対象日を確認します。
出勤日≠掛金納付対象日の場合、出勤簿等の対象日に印をつけてください。

④建退共制度に係る被共済者就労状況報告書（「建設業退職金共済証紙受領書」を含む。）

（建退共事務受託様式第2号）（写）
決算期間内において、最も請負金額の大きい工事に関する報告書（写）を添付してください。
購入した共済証紙の相当割合が下請に交付されている場合、下請からの共済証紙交付依頼に対して適正な枚数の共済証紙を交付し、下請が受領しているか（2. ④）を確認します。

⑤工事別共済証紙受払簿

公共工事において、工事別共済証紙受払簿の作成・保管が行われているか（3.）を確認します。
建退共の求めに応じて提示してください。

⑥発行手数料

各都道府県支部ホームページでご確認ください。

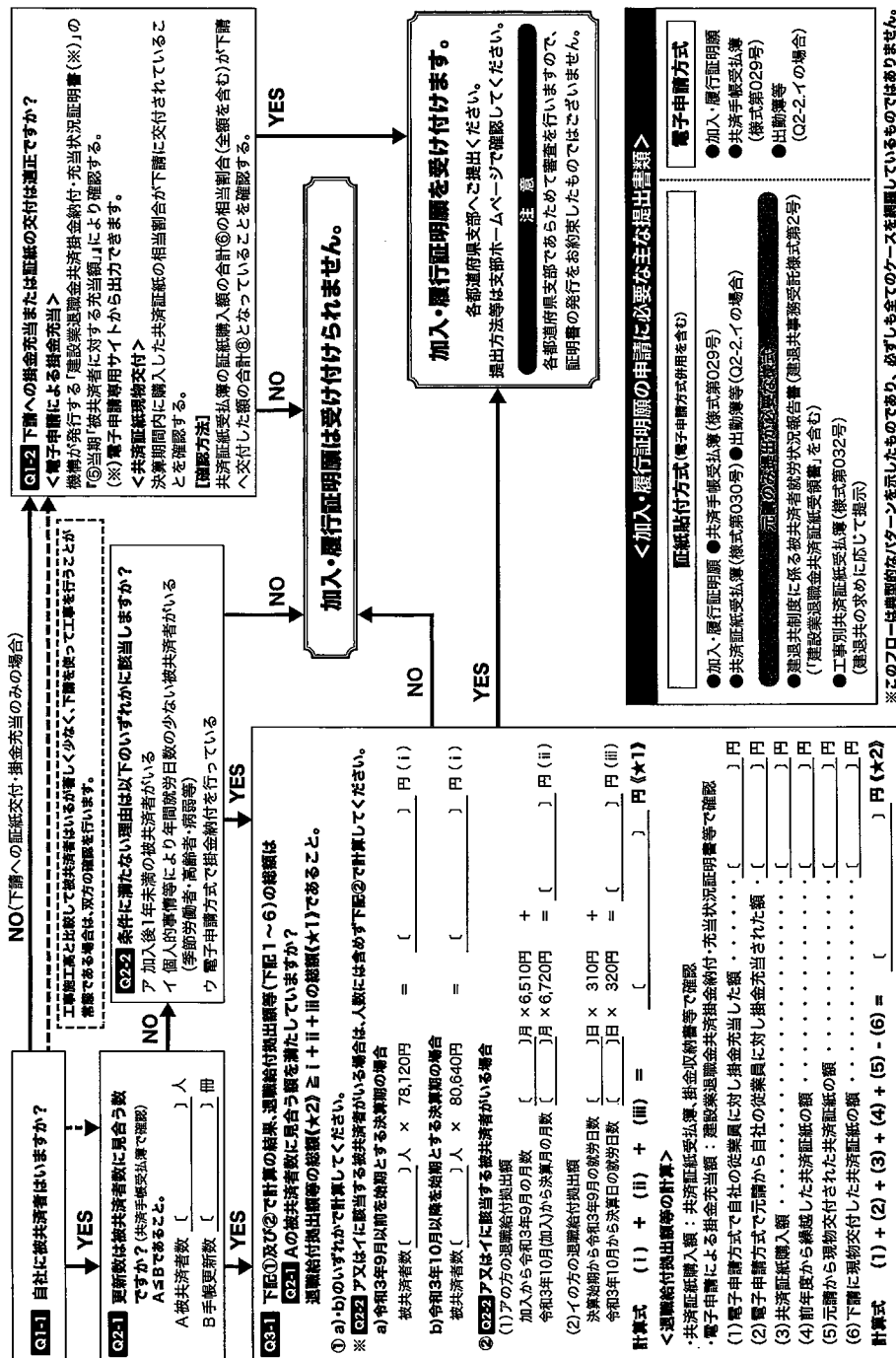
独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

建退共本部ホームページ

<https://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

【問い合わせ先】共済契約者番号 : 100で始まる契約者は 建退共本部 03-6731-2831
: 51～97で始まる契約者は 各都道府県支部 中面一覧表参照

加入・履行証明願受付に関するフロー



■建退共支部一覽表

令和4年11月1日現在

支 部 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX番号	
北海道	060-0004	札幌市中央区北四条西3-1	北海道建設会館内	011(261)6186	011(251)2305
青森県	030-0803	青森市安方2-9-13	青森県建設会館内	017(732)6152	017(722)7617
岩手県	020-0873	盛岡市松尾町17-9	岩手県建設会館3階	019(622)4536	019(653)6113
宮城県	980-0824	仙台市青葉区支倉町2-48	宮城県建設産業会館6階	022(263)2973	022(263)3038
秋田県	010-0951	秋田市山王4-3-10	秋田県建設会館内	018(823)5495	018(865)2306
山形県	990-0024	山形市あさひ町18-25	山形県建設会館4階	023(632)8364	023(624)7391
福島県	960-8061	福島市五月町4-25	福島県建設センター内	024(523)1618	024(522)4513
茨城県	310-0062	水戸市大町3-1-22	茨城県建設センター内	029(225)0095	029(225)1158
栃木県	321-0933	宇都宮市薬瀬町1958-1	栃木県建設産業会館2階	028(639)2611	028(639)2985
群馬県	371-0846	前橋市元総社町2-5-3	群馬建設会館内	027(252)1666	027(252)1993
埼玉県	336-8515	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	埼玉建産連会館内	048(861)5111	048(861)5376
千葉県	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1	千葉県建設業センター5階	043(246)7379	043(203)5020
東京都	104-0032	中央区八丁堀2-5-1	東京建設会館内	03(355)15242	03(3552)5354
神奈川県	231-0011	横浜市中区太田町2-22	神奈川県建設会館内	045(201)8454	045(201)2767
新潟県	950-0965	新潟市中央区新光町7-5	新潟県建設会館内	025(285)7117	025(285)7119
富山県	930-0094	富山市安住町3-1-4	富山県建設会館内	076(432)5576	076(432)5579
石川県	921-8036	金沢市弥生2-1-23	石川県建設総合センター内	076(242)2608	076(241)9258
福井県	910-0854	福井市御幸3-10-15	福井県建設会館内	0776(24)1015	0776(27)3003
山梨県	400-0031	甲府市丸の内1-13-7	山梨県建設会館内2階	055(235)4421	055(233)9572
長野県	380-0824	長野市南石堂町1230	長建ビル内	026(228)7200	026(224)3061
岐阜県	500-8382	岐阜市藪田東1-2-2	岐阜県建設会館内	058(276)3744	058(273)3138
静岡県	420-0851	静岡市葵区黒金町11-7	大樹生命静岡駅前ビル12階	054(255)6846	054(255)5590
愛知県	460-0008	名古屋市中区栄3-28-21	愛知建設業会館内	052(243)0871	052(242)4194
三重県	514-0003	津市桜橋2-177-2	三重県建設産業会館2階	059(224)4116	059(228)6143
滋賀県	520-0801	大津市におの浜1-1-18	滋賀県建設会館内	077(522)3232	077(522)7743
京都府	604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町645	京都建設会館内	075(231)4161	075(241)3128
大阪府	540-0031	大阪市中央区北浜東1-30	大阪建設会館1階	06(694)13650	06(694)13489
兵庫県	651-2277	神戸市西区美賀多台1-1-2	兵庫建設会館内	078(997)2333	078(997)2344
奈良県	630-8241	奈良市高天町5-1	奈良県建設会館内	0742(22)3345	0742(22)3346
和歌山県	640-8262	和歌山市湊通丁北1-1-8	和歌山県建設会館内	073(436)1327	073(426)3987
鳥取県	680-0022	鳥取市西町2-310	鳥取県建設会館内	0857(24)2281	0857(24)2283
島根県	690-0048	松江市西線島1-3-17	島根県建設業会館内	0852(21)9004	0852(31)2166
岡山県	700-0827	岡山市北区平和町5-10	岡山建設会館内	086(225)4133	086(225)5392
広島県	730-0013	広島市中区八丁堀11-28	朝日広告ビル5階	082(221)0138	082(221)7898
山口県	753-0074	山口市中央4-5-16	山口県商工会館4階	083(924)9466	083(921)2655
徳島県	770-0931	徳島市富田浜2-10	徳島県建設センター2階	088(622)3113	088(652)7609
香川県	760-0026	高松市磨屋町6-4	香川県建設会館内	087(851)7919	087(821)4079
愛媛県	790-0002	松山市二番町4-4-4	愛媛県建設会館内	089(943)5406	089(933)0168
高知県	780-0870	高知市本町4-2-15	高知県建設会館内	088(822)6181	088(823)5662
福岡県	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	福岡建設会館2階	092(477)6734	092(477)6726
佐賀県	840-0041	佐賀市城内2-2-37	佐賀県建設会館内	0952(26)2778	0952(24)9751
長崎県	850-0874	長崎市魚の町3-33	長崎県建設総合会館3階	095(826)2285	095(826)2289
熊本県	862-0976	熊本市中央区九品寺4-6-4	熊本県建設会館内	096(366)5111	096(363)1192
大分県	870-0046	大分市荷揚町4-28	大分県建設会館内	097(536)4800	097(534)5828
宮崎県	880-0805	宮崎市橋通東2-9-19	宮崎県建設会館内	0985(20)8867	0985(20)8889
鹿児島県	890-8512	鹿児島市鶴池新町6-10	鹿児島県建設センター内	099(257)9216	099(256)9681
沖縄県	901-2131	浦添市牧港5-6-8	沖縄県建設会館2階	098(876)5214	098(870)4565